

東邦車輛株式会社 殿

改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

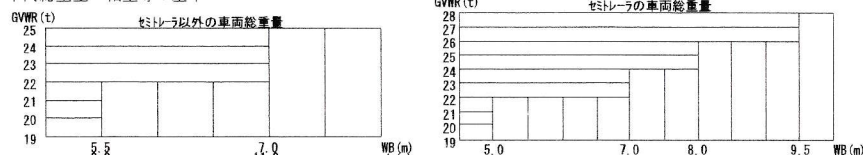
[指示事項]

主要諸元比較表

標準車の類別等を記載する。(2558)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度	
車名	東邦	←		乗車定員人	-	-		
型式	TF36H2C3	TF36H2C3改		最大積載量 kg	29000	25400		
自動車の種別	普通	←		車両重量 kg	前前軸重	-	9035 (15350kg)	
用途	貨物	←			後前軸重	-	8975 ≤10t (11350kg)	
車体の形状	セミトレーラ	ダンプセミトレーラ			後中軸重	-	8980 ≤10t (11350kg)	
燃料の種類	-	-			後後軸重	-	8980 ≤10t (11350kg)	
原動機型式	-	-			計	-	35970 ≤36t (38460kg)	
総重量(L)又は定格出力(P)	-	-		最大安定傾斜角度°	右 50	* 43	一般 ≥35° その他 ≥30°	
長さ m	12.145 (11.600)	9.295 (8.655)	≤13m	タイヤ サイズ	前前軸	-	-	
幅 m	2.490	←	≤2.5m		後前軸	11R22.5 -14PR	←	(10000kg)
高さ m	2.260	3.750	≤3.8m		後中軸	11R22.5 -14PR	←	(10000kg)
軸距 m	6.910+1.300	4.700+1.300			後後軸	11R22.5 -14PR	←	(10000kg)
	+1.300	+1.300			前輪荷重	空車	-	-
輪距 m	-	←		割合%	積車	-	≥18, 20%	
	前前輪	-		リヤ・オーバーハング	m	2.090	1.105 ≤1/2 (3.650m)	
	後前輪	1.850	←	荷台オフセット	m	2.610	1.600	
荷台の内側の寸法	長さ m	12.000	8.000	最小回転半径	m	-	* 8.0 ≤12m	
	幅 m	2.460	2.300					
車両重量 kg	高さ m	-	0.900					
	前前軸重	-	2260					
	後前軸重	-	2770					
	後中軸重	-	2770					
後後軸重	-	2770						
計	-	10570						

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	- kg ≤18t	- kg ≤20t	17960 kg ≤19t

能力強度等検討

制動力	踏力-N	60 km/h	4.50 m/s ²	車軸強度	×
	空気圧	650kpa		操縦装置強度	-
推進軸	回転数	-		緩衝装置強度	×
	強度	-		制動装置強度	×
車枠強度	$\sigma_p/\sigma = 590/75.773 \times 2.5 = 3.11 \geq 1.6$			連結装置強度	×
	$\sigma_v/\sigma = 420/75.773 \times 2.5 = 2.21 \geq 1.3$				

注1: 能力強度等検討欄は、該当しないものは、省略したものは×を記入すること。
 注2: 指示事項欄又は能力強度等検討欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
 注3: 現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること。
 注4: *印は 日野 QPG-SH1EDDG型トラックと連結時の計算値を示す。

BA030107

改造等の概要

目的	東邦TF36H2C3型(5国自審第2758号71258, 類別2558) セミトレーラを分割可能な積載物品(土砂)の安全輸送をはかるため変更する。(あおり型 固縛を前提にしないもの)
車枠及び車体	・標準車の軸距間にあたる主フレームの後部を短縮する。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1: 変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。
 注2: 届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく報告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)
 注3: 自動車検査証記録事項について変更が生じる場合は、当該変更について道路運送車両法に基づく自動車検査証記録事項の変更が必要となります。(第67条関係)